

事務連絡
平成16年12月16日

(社)全国建設業協会 御中

国土交通省総合政策局建設業課
課長補佐

建設業法第15条第2号ハの規定による国土交通大臣認定者の更新について

建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号ハの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として国土交通大臣の認定を受けた者が、5年間の有効期間の更新を行うためには、有効期間の満了の日の1年前から有効期間の満了の日までに講習を受講する必要がありますので、有効期間の更新を希望する者に対し、下記を参考として遅滞なく手続きを行うよう周知方をお願いします。

なお、有効期間を満了し更新手続きを行わなかった場合、当該大臣認定は失効し、監理技術者及び営業所専任技術者としての資格を有さなくなるので、十分に注意されたい。

記

1. 当面有効期間を迎える業種と有効期限

認定者によって有効期間が異なります。

土木工事業	: H17. 3. 25、H17. 4. 30、H18. 4. 25、H18. 5. 30
建築工事業	: H17. 3. 25、H17. 4. 30、H18. 4. 25、H18. 5. 30
管工事業	: H17. 3. 25、H17. 4. 30、H18. 4. 25、H18. 5. 30
鋼構造物工事業	: H17. 3. 25、H17. 4. 30、H18. 4. 25、H18. 5. 30
舗装工事業	: H17. 3. 25、H17. 4. 30、H18. 4. 25、H18. 5. 30
電気工事業	: H18. 4. 25、H18. 5. 30
造園工事業	: H18. 4. 25、H18. 5. 30

2. 大臣認定更新のための講習実施機関

次のいずれかの機関に直接申請してください。

(財) 全国建設研修センター

東京都千代田区永田町1-11-30

TEL 03-3581-0847 <http://www.jctc.jp>

(財) 建設業振興基金

東京都港区虎ノ門4-2-12

TEL 03-5473-1586 <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/honbu/>

3. 問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課技術検定係

03-5253-8111（内線24744）

※ 当該大臣認定は、施工管理技士資格とは異なりますのでご注意ください。

事 務 連 絡
平成16年12月16日

(社)全国建設業協会 御中

国土交通省総合政策局建設業課
課 長 補 佐

技術検定合格証明書の再交付申請における本人確認の徹底について

建設業法第27条に定める技術検定資格については、合格者個人に与えられる資格であるにもかかわらず、合格証明書の再交付申請において建設会社の総務担当者等からの申請が散見されるなど、個人ではなく会社によって合格証明書の管理がなされているものと推察されるケースが多くみられる。

このような状況にあっては、建設業の許可及び経営事項審査の申請等において、既に退職した社員の証明書が使用されるなどの不正な取扱いを誘発しやすいことから、今般、合格証明書の再交付申請について、下記のとおり取り扱うこととしたので参考までにお知らせする。

記

① 再交付申請様式の記載方法について（別添参照）

- ・ 再交付の理由について具体的な記載を求めることとします。
- ・ 本人と日中に連絡の取れる電話番号の記載を求めることとします。
- ・ 再交付された合格証明書の送付先については、合格証明書の交付を受けた者（以下「本人」という。）の自宅の住所に限ります。

② 申請窓口における対応について

- ・ 会社からの再交付申請については受理いたしません。
- ・ 再交付理由や本人の意思による再交付申請であるか等について、本人あて確認の連絡を行うことがあります。
- ・ 再交付申請が2回目以降となる場合、窓口には本人の出頭を求め、再交付に至った事情を具体的に聴取することがあります。

③ その他

- ・ 合格証明書の悪用を未然に防止するため、申請様式の欄外に、悪用した場合の罰則例等を記載しています。
- ・ 合格証明書の交付申請及び書換え申請においても、これに準ずる取り扱いとします。
- ・ 申請様式及び記載要領は国土交通省ホームページに掲載しています。

(http://www.mlit.go.jp/kokkasiken/sekoukanri/sekoukanri_.html)

再交付申請書の記入要領

(★印のあるものは必ず記入して下さい。)

※合格時の氏名、本籍(都道府県・国籍)等に変更がある場合は、別途書換申請書(様式7号)が必要です。

例) 鈴木一郎さん(2級土木施工管理技士 種別 土木)が、紛失のため再交付申請をした場合。

【注意】

証明書の再交付申請にあたっては、身分証明書による本人確認が必要となりますので身分証明書(写し)を提出してください。

身分証明書が提出されない限り、再交付はできませんのでご注意ください。

なお、身分証明書はパスポート、運転免許証、戸籍謄本、住民票、健康保険証、監理技術者資格者証等であれば種類は問いません。

★ 記入月日
申請書を作成した日付を記入して下さい。

★ 申請される資格局名を○に記載して下さい。
(例) 関東
また、北海道開発局もしくは北海道総合事務局で申請される方は局長名を○で囲んで下さい。

★ (2) ○種目
再交付を希望する所持資格名を記入して下さい。
例) 土木施工管理技士 建築施工管理技士 等

○級
所持資格の1級か2級かを記入して下さい。

○種別(2級のみ)
土木: 土木・鋼構造物塗装・薬液注入
建築: 建築・躯体・仕上げ
建設機械: 第1~6種
を記入して下さい。

○合格証明書の番号
不明の場合は、記入しなくても結構です。

★ (3) 申請理由
具体的に記入して下さい。
例) ○月○日、自宅が火事になり焼失したため。

★ 合格者氏名
合格者氏名(ふりがな)を記入して下さい。
※合格証明書記載の氏名

★ 本籍欄
本籍地の都道府県名を記入して下さい。
例) 東京都/大阪府/北海道 等
尚、外国籍の方はその国籍を記入して下さい。
例) 韓国/朝鮮 等

様式B号(規則第11条)

技術検定合格証明書再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

○地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

平成11年11月11日

〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-32

氏名 鈴木 一郎

(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日
平成 5 年 4 月 1 日

(2) 技術検定の種目、級及び種別並びに技術検定合格証明書の番号
種目: 土木施工管理技士 級: 2 種別: 土木 合格証明書番号: 1234567

(3) 再交付申請の理由
○月○日、自宅が火事になり焼失したため

合格証明書の再交付手数料として納める
収入印紙をはる欄
申請者は消印をしないこと

がりがな すぎき いちろう
合格者氏名 鈴木 一郎
本籍(都道府県名、国籍を記入) 東京都

年月日 (昭和・大正) 43年3月28日
連絡先電話番号 03(3581)XXXX

★ ※ 記入しない下さい。

★ 住所
合格証明書の送付先となるため、必ず自宅の郵便番号と住所を記入して下さい。

★ 氏名
合格者氏名を記入して下さい。

★ (1)
証明書の最初の発行日を記入して下さい。
※不明の場合は記入しなくても結構です。

★ 収入印紙
収入印紙を貼付して下さい。
※2,200円必要です。
※収入印紙、切手、登記印紙は取れません。

★ 生年月日
合格者本人の生年月日を記入して下さい。

★ 連絡先電話番号
合格者本人と日中確実に連絡が取れる連絡先を記入して下さい。

技術検定合格証明書再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

※記入不要

地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日

年 月 日

(2) 技術検定の種目、級及び種別並びに技術検定合格証明書の番号

種目： 級： 種別： 合格証明書番号：

(3) 再交付申請の理由

合格証明書の再交付手数料として納める
収入印紙をはる欄

申請者は消印をしないこと

ふりがな

合格者氏名

生年月日 (昭和・大正) 年 月 日

本籍 (都道府県名、国籍を記入)

連絡先電話番号

※氏名、本籍 (都道府県・国籍) に変更のある場合は、別途「書換申請書」が同時に必要になります。

※住所欄は、合格証明書が確実に届くよう本人の自宅の郵便番号と住所を正確に記入してください。

※不正に取得した証明書を利用して、経営事項審査の申請や建設業の許可を受けたり、不正に証明書を取得した者を主任技術者や監理技術者として配置した場合は、建設業法違反で30万円以下の罰金の処罰となります。よって後日、証明書が発見された場合は、発見された証明書を当職あてに確実に返却してください。

また、経営事項審査の申請や監理技術者資格者証の交付にあたり合格証明書を偽造し申請した場合は、有印公文書偽造で懲役1年以上の刑罰が課されます。

※施工管理技士は個人資格であるため、技術検定合格証明書の再交付は合格した者本人のみが申請することができます。本人以外(会社等)の申請は一切受付いたしません。

※再交付が2回目以降の申請者に対しては、申請者本人に対し地方整備局等に出頭を求め、面談により事情を聴取する場合があります。

【注意】

証明書の再交付申請にあたっては、身分証明書による本人確認が必要となりますので、有効期限内の身分証明書(写し)を提出してください。身分証明書が提出されない限り、再交付はできませんのでご注意ください。

なお、身分証明書はパスポート、運転免許証、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、健康保険証、監理技術者資格者証等であれば種類は問いません。

技術検定合格証明書の再交付・書換え

問い合わせ先・提出先

支庁・支庁事務所	支庁の管轄区域	建設部	建設部	建設部	建設部	建設部	建設部
北海道開発局 060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 011-709-2311	北海道	事業振興部機械課	事業振興部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設備課	営繕部設備課	事業振興部都市住宅課
東北地方整備局 980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 022-225-2171	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設備課	営繕部設備課	建設部都市・住宅整備課
関東地方整備局 330-9724 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎二号館 048-601-3151	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・山梨・長野	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設備第一課	営繕部設備第一課	建設部都市整備課
北陸地方整備局 951-8505 新潟市白山浦1-425-2 025-286-1171	新潟・富山・石川	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部保全指導監督室	営繕部技術・評価課	営繕部技術・評価課	建設部都市・住宅整備課
中部地方整備局 460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館	岐阜・静岡・愛知・ 三重	道路部機械課 052-853-8180	企画部技術管理課 052-853-8131	営繕部技術・評価課 052-853-8194	営繕部設備課 052-853-8191	営繕部設備課 052-853-8191	建設部都市整備課 052-853-8573
近畿地方整備局 540-8585 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館 06-5942-1141	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設備課	営繕部設備課	建設部都市整備課
中国地方整備局 730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館 082-221-9231	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設備課	営繕部設備課	
730-0013 広島市中区八丁堀2-15 082-221-9231							建設部都市・住宅整備課
四国地方整備局 760-8554 高松市福岡町4-26-32 087-851-8061	徳島・香川・愛媛・ 高知	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設計課	営繕部設計課	建設部都市・住宅整備課
九州地方整備局 812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎 092-471-6331	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設備課	営繕部設備課	建設部都市・住宅整備課
沖縄総合事務局 900-8530 那覇市前島2-21-7 098-866-0031	沖縄	開発建設部道路管理課	開発建設部技術管理課	開発建設部営繕課	開発建設部営繕課	開発建設部営繕課	開発建設部技術管理課

書換申請書の記入要領 (★印のあるものは必ず記入して下さい。)

例) 佐藤 一郎さん(2級土木施工管理技士 種別 土木)が、名字を鈴木に変更に、本籍地を大阪から東京に移した場合。

様式7号(規則第10条)

技術検定合格証明書書換申請書

技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記入月日 ※記入不要

申請書を作成した日付を記入して下さい。

申請される整備局名を○に記載して下さい。
(例:関東) ○○地方整備局長 殿
北海道開発局もしくは沖縄総合事務局で申請される方は局長名を○で囲んで下さい。

住所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32

氏名 鈴木 一郎 (ふりがな) を記入して下さい。
※変更のある方は、変更後の氏名

種目: 土木施工管理技士 級: 2 種別: 土木 合格証明書番号: 1234567

書換申請の理由
●本籍の変更 (新本籍) 東京 (旧本籍) 大阪

●氏名の変更 (ふりがな) (新氏名) 鈴木 一郎 (旧氏名) 佐藤 一郎

生年月日 (昭和・大正) 43年3月28日

連絡先電話番号 03(3581)XXXX

★ 記入月日
申請書を作成した日付を記入して下さい。

★ 申請される整備局名を○に記載して下さい。
(例:関東) ○○地方整備局長 殿
北海道開発局もしくは沖縄総合事務局で申請される方は局長名を○で囲んで下さい。

★ (2) ○項目
書換を希望する所持資格名を記入して下さい。
例) 土木施工管理技士 建築施工管理技士 等

○級
所持資格の1級か2級かを記入して下さい。

○種別(2級のみ)
土木: 土木・鋼構造物塗装・薬液注入
建築: 建築・躯体・仕上げ
建設機械: 第1~6種
を記入して下さい。

○合格証明書の番号
不明の場合は、記入しなくても結構です。

★ 合格者氏名
合格者氏名(ふりがな)を記入して下さい。
※氏名の変更のある方は、変更前の氏名

★ 住所
合格証明書の送付先となるため、必ず自宅の郵便番号と住所を記入してください。

★ 氏名
合格者氏名(ふりがな)を記入して下さい。
※変更のある方は、変更後の氏名

★ (1) 証明書の発行日を記入して下さい。
※不明の場合は記入しなくても結構です。

★ (3) 申請理由
変更箇所のみを記入して下さい。
※変更内容が確認できる添付書類が必要です。
・戸籍謄本又は抄本(氏名変更の場合)
・住民票(本籍変更の場合。ただし、変更前後の本籍が記載されていない場合は戸籍謄本又は抄本を添付して下さい。)

★ 生年月日
合格者本人の生年月日を記入して下さい。

★ 連絡先電話番号
申請者本人と日中確実に連絡が取れる連絡先を記入してください。

技術検定合格証明書書換申請書

技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※記入不要

地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日

年 月 日

(2) 技術検定の種目、級及び種別並びに技術検定合格証明書の番号

種目: 級: 種別: 合格証明書番号:

(3) 書換申請の理由

●本籍の変更
(新本籍)
(旧本籍)

●氏名の変更(ふりがな)
(新氏名) ()
(旧氏名) ()

ふりがな

合格者氏名

生年月日(昭和・大正) 年 月 日

連絡先電話番号

【注意】

※施工管理技士は個人資格であるため、技術検定合格証明書の書換えは合格した者本人のみが申請することができます。本人以外(会社等)の申請は一切受付いたしません。

※証明書の氏名又は本籍の書換え申請にあたっては、次の書類を添付して申請してください。

- ・合格証明書の原本(コピーは不可。原本紛失の場合は、別途再交付申請書(様式第8号)の提出が必要です。)
- ・戸籍謄本又は抄本(コピーは不可。氏名変更の場合に提出。変更前後の氏名が記載されているもの。)
- ・住民票(コピーは不可。本籍変更の場合に提出。ただし、変更前後の本籍が記載されていない場合は、住民票の提出に替えて、戸籍謄本又は抄本を提出のこと。)
- ・返信用の封筒(封筒(B5サイズ)に切手120円を貼付し、自宅住所・氏名を記入したものを同封してください。ただし、再交付申請を同時に行う場合、返信用の封筒は必要ありません。)

技術検定合格証明書の再交付・書換え

問い合わせ先・提出先

地方整備局	申請者の居住する 所在地(都道府県)	事業振興部機械課	企画部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設計課	営繕部設備課	建設部都市住宅課
北海道開発局 060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 011-709-2311	北海道	事業振興部機械課	事業振興部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設計課	営繕部設備課	事業振興部都市住宅課
東北地方整備局 980-8802 仙台市青葉区二丁目9-15 022-225-2171	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設計課	営繕部設備課	建設部都市・住宅整備課
関東地方整備局 330-9724 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎二号館 048-601-3151	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・山梨・長野	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設計第一課	営繕部設備第一課	建設部都市整備課
北陸地方整備局 951-8505 新潟市白山1-425-2 025-268-1171	新潟・富山・石川	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部保全指導監督室	営繕部技術・評価課	営繕部技術・評価課	建設部都市・住宅整備課
中部地方整備局 460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館	岐阜・静岡・愛知・ 三重	道路部機械課 052-953-8180	企画部技術管理課 052-953-8131	営繕部技術・評価課 052-953-8184	営繕部設計課 052-953-8181	営繕部設備課 052-953-8181	建設部都市整備課 052-953-8573
近畿地方整備局 540-8588 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館 06-6942-1141	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設計課	営繕部設備課	建設部都市整備課
中国地方整備局 730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館 082-221-9231	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設計課	営繕部設備課	
730-0013 広島市中区八丁堀2-15 082-221-9231							建設部都市・住宅整備課
四国地方整備局 760-8554 高松市福岡町4-26-32 087-851-0061	徳島・香川・愛媛・ 高知	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設計課	営繕部設備課	建設部都市・住宅整備課
九州地方整備局 812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎 092-471-6331	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島	道路部機械課	企画部技術管理課	営繕部技術・評価課	営繕部設計課	営繕部設備課	建設部都市・住宅整備課
沖縄総合事務局 900-8530 那覇市前島2-21-7 098-866-0031	沖縄	開発建設部道路管理課	開発建設部技術管理課	開発建設部営繕課	開発建設部営繕課	開発建設部営繕課	開発建設部技術管理課